公立大学法人埼玉県立大学初任給調整手当に関する規程

平成２２年４月１日
規 程 第 ３ ９ 号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成２２年規則第２７号。以下「規則」という。）第９条第２項の規定に基づき、初任給調整手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（職員の範囲）

第２条　規則第９条第１項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、教育職給料表の適用を受ける職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から３７年（医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する臨床研修（以下第４条において「臨床研修」という。）を経た者にあっては３９年、昭和４３年法律第４７号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下第６条において「実地修練」という。）を経た者にあっては３８年）を経過するまでの期間内に行われたものとする。

第３条　前条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して３５年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第４条　初任給調整手当の支給期間は３５年とし、その月額は採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等規程（平成２２年規程第２８号）第１９条の規定による育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に、公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第３条２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が４年（臨床研修を経た場合にあっては６年、実地修練を経た場合にあっては５年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

２　初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は出向された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（規則第３１条第１項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該出向の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

３　第２条、第３条及び前２項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める職員の初任給調整手当は、理事長が別に定めるものとする。

第５条　第２条に規定する職員となった者（第３条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第１項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間が３５年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第６条　削除

（支給要件の改正の場合の措置）

第７条　第２条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

第８条　国、地方公共団体、他の大学等から引き続いて採用された職員（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第５９条第２項の規定により公立大学法人埼玉県立大学の職員となった者を含む。）が、第２条の規定により手当を支給される職員となった場合の当該手当の支給期間及び支給額については、当該職員の国、地方公共団体、他の大学等における在職期間（手当に相当する手当の支給を受けなかった期間を除く。）を法人において手当に相当する手当が支給されていた期間とみなして決定するものとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２６年１２月２２日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２８年３月２５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２８年１２月２２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２９年１２月２２日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成３０年１２月２１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和５年１２月２２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和６年１２月２０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和７年１２月１７日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

職員の区分 / 期間の区分	平成１１年４月１日以降に初任給調整手当の支給対象となった職員	平成１１年３月３１日以前に初任給調整手当を支給することとされていた職員
１年未満	52,100円	222,700円
１年以上　２年未満	52,100	222,700
２年以上　３年未満	52,100	222,700
３年以上　４年未満	52,100	222,700
４年以上　５年未満	52,100	222,700
５年以上　６年未満	52,100	222,700
６年以上　７年未満	50,300	222,700
７年以上　８年未満	48,500	222,700
８年以上　９年未満	46,700	222,700
９年以上　10年未満	44,900	222,700
10年以上　11年未満	43,100	222,700
11年以上　12年未満	41,300	222,700
12年以上　13年未満	39,500	222,700
13年以上　14年未満	37,700	222,700
14年以上　15年未満	36,300	222,700
15年以上　16年未満	34,900	222,700
16年以上　17年未満	33,500	219,400
17年以上　18年未満	32,100	216,100
18年以上　19年未満	30,700	212,800
19年以上　20年未満	29,300	209,500
20年以上　21年未満	27,900	206,200
21年以上　22年未満	27,300	198,500
22年以上　23年未満	26,700	190,600
23年以上　24年未満	25,700	183,100
24年以上　25年未満	25,100	176,200
25年以上　26年未満	24,500	167,500
26年以上　27年未満	23,900	156,000
27年以上　28年未満	23,300	144,900
28年以上　29年未満	22,500	133,500
29年以上　30年未満	22,200	122,100
30年以上　31年未満	21,800	109,900
31年以上　32年未満	21,200	97,700
32年以上　33年未満	20,300	85,700
33年以上　34年未満	19,400	65,900
34年以上　35年未満	18,700	47,500

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。